

令和２年度における優越タスクの取組状況

第１ 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成２１年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

１ 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 令和２年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約７６日であった（前年度は約３９日）。

２ 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

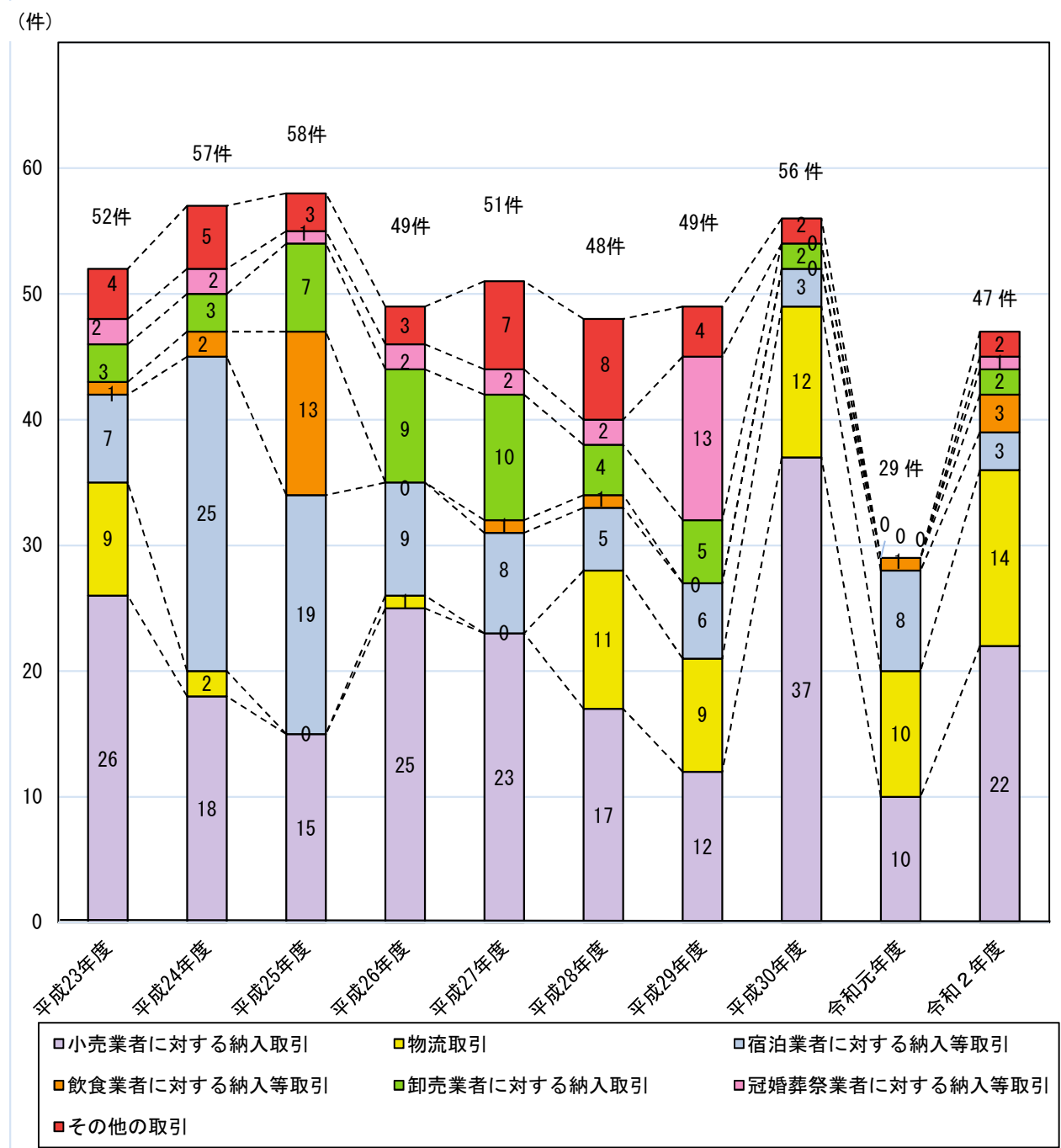
第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和2年度に注意47件を処理した。

2 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



- (1) 注意を行った47件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が22件と最も多く、次いで物流取引が14件、宿泊業者に対する納入等取引及び飲食業者に対する納入等取引がそれぞれ3件、卸売業者に対する納入取引及びその他の取引がそれぞれ2件、冠婚葬祭

業者に対する納入等取引が1件となっている。

- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が53件中18件と最も多く、次いで「返品」が10件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が35件中9件と最も多く、次いで「支払遅延」と「減額」がそれぞれ7件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が6件中3件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」と「従業員等の派遣の要請」、「減額」がそれぞれ1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「従業員等の派遣の要請」が23件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が18件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	7	5	3	1	0	1	1	18
協賛金等の負担の 要請	5	0	1	0	1	0	1	8
従業員等の派遣の 要請	18	0	1	1	1	0	2	23
その他経済上の 利益の提供の要請	2	5	0	0	0	1	1	9
受領拒否	1	0	0	0	0	0	0	1
返品	10	0	0	0	1	0	1	12
支払遅延	2	7	0	0	0	0	0	9
減額	7	7	1	1	0	0	1	17
取引の対価の一方 的決定	1	1	0	0	0	0	0	2
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	9	0	0	0	0	0	9
その他	0	1	0	0	1	0	0	2
合計	53	35	6	3	4	2	7	110

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(47件)と行為類型の内訳の合計数(110件)とは一致しない。

- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) ディスカウントストア業を営むAは、納入業者に対し、店舗の新規開店及び改装開店に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) 食料品等の小売業を営むBは、一部の納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。
- (3) 食料品等の小売業を営むCは、納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の調理、陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食代を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (4) ディスカウントストア業を営むDは、納入業者に対し、買取条件で取引しているにもかかわらず、長期間売れ残っていたり、売行きが悪いため陳列棚から撤去したりした商品について、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付で取引している季節商品等について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めていなかった。

2 物流取引

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (1) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むEは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者から発注内容の変更に伴う費用負担の申入れがなかった場合には、変更に伴う費用を負担していなかった。また、あらかじめ待機料を取り決めておらず、当該費用を請求しない物流事業者に対し費用を負担していなかった。

- (2) 土木建築工事資材の製造販売業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、繁忙期における運送業務の発注増加に伴い、商品の積込み順番待ちによる待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用等の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。また、納品日の変更について、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、物流事業者から請求があった場合、又はFが費用負担の必要があると判断した場合にのみ、当該変更に伴う費用を支払っていた。

支払遅延

- (3) 食料品の製造販売業を営むGは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、複数ある請求書の一部の処理が漏れていたことによる事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 食料品製造業を営むHは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に代金を支払っていた。また、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。

減額

- (5) 食料品製造業を営むIは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料相当額を減じていた。
- (6) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むJは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金の額から実際の振込手数料を上回る金額を減じていた。また、あらかじめ定めた運賃の額から、当該運賃の額に数パーセントを乗じて得た額を減じていた。さらに、あらかじめ定めた運賃の額よりも安い運賃の額を適用して代金を支払っていたほか、物流事業者との間で新単価を取り決めたにもかかわらず、新単価適用開始日以降に、新単価よりも安い旧単価を適用して代金を支払っていた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むKは、取引先事業者に対し、発注担当部署の者からKの旅館で開催するパーティーのチケットの購入を要請していた。また、Kの旅館で開催する飲食及び宿泊を伴う懇親会への出席を要請していた。

- (2) 宿泊業を営むLは、取引先事業者に対し、事業の遂行上必要としない商品であるにもかかわらず、発注担当部署の者等からLの旅館で開催するクリスマスディナーショーのチケット、Lの旅館及び姉妹ホテルで利用可能な宿泊券及び食事券の購入を要請していた。

減額

- (3) 宿泊業を営むMは、取引先事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、請求金額のうちの千円未満の金額を減額していた。また、取引先事業者に支払う代金の振込手数料を取引先事業者の負担とすることについて合意を得ていなかった。

4 卸売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) 文房具等の卸売業を営むNは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴う旧物流センターから新物流センターへの在庫商品の移転作業及び年3回実施している物流センターの在庫商品の棚卸作業を行うに当たり、従業員等の派遣を要請し、これらの作業を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。

協賛金の負担の要請

- (2) 文房具等の卸売業を営むOは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い新物流センターにおいて商品の保管のために使用するパレット等の物流機器の購入代金に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (3) 文房具等の卸売業を営むPは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い破損・汚損した商品について、また、毎年作成している自社の取扱商品を掲載したカタログに掲載しないこととした商品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。